

法改正・経営安定セミナー

2020年4月1日施行

120年ぶり
債権法
大改正民法改正
民法（債権法）企業の対応策

企業取引・経営に大きく影響するため要注意！



- ・消滅時効の規定見直し・保証ルールの見直し
- ・賃貸借における敷金のルール・約款規定の新設

来年4月から、企業活動や国民生活におけるもっとも基本的なルールを定めた民法が大改正されます。経済や社会情勢の変化に対応し、消費者保護を重視した「債権法」の改正対象は約200項目にも及び、企業や消費者の契約ルールが大幅に変わります。

そこで本セミナーでは、企業活動に大きな影響を及ぼす「改正・債権法」や「債権管理」の重要ポイントに絞ってわかりやすく解説いたします。



講師

行政書士大森法務事務所

代表 大森 靖之



1979年生まれ。専修大学法学部卒。ウシオ電機(株)入社。法務部にて11年間に亘り月100件以上の契約書作成・審査実務に携わり、法務分野の社内エキスパートとなる。2013年に行政書士として独立し、大森法務事務所を開設する。

現在、企業から個人までの契約書作成や顧問先の指導と共に、各地の商工団体等のセミナー講師として活躍中。企業実務をベースにした専門的観点からの講義は明快でわかりやすいと多方面から高い評価を得ている。

■大森靖之の他のテーマ

「建設・建築関連業の請負契約書の基礎知識」

* 120分

* 交通費は埼玉県「浦和駅」から

【セミナー内容】

◆民法とは？ 改正の全体像について

◆企業活動に関する重要な改正事項

- ①消滅時効期間の変更について
 - ・売掛金などの債権の時効期間が変わります
- ②保証に関する改正について
 - ・個人保証の要件が厳しくなります
- ③賃貸借に関する改正について
 - ・敷金の取扱い、修繕関係の権利義務が明確になります
- ④約款に関する改正について
 - ・定型約款についての規定が新設されます

◆契約書の改定について

- ①売買契約書の見直しポイント
- ②請負契約書の見直しポイント
- ③賃貸借契約書の見直しポイント

◆ご質問・ご相談・お見積など、お気軽にお問合せください。

◆他にも、ジャンルごとに▼ご紹介しております。

有限会社アドニス

検索

研修・セミナー・実技指導 Adonis

有限会社 アドニス

〒331-0801 さいたま市北区今羽町 410-1-405

TEL.048-666-7745 FAX.048-666-7786

E-mail 7745@s-adonis.com